

◎中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律

(平成二十二年六月一九日法律第五四号)(衆)

一、提案理由(平成二十二年五月八日・衆議院経済産業委員会)

○高村議員 中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

本法案の主な内容は、株式会社商工組合中央金庫法の一部改正と産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正であります。

まず、株式会社商工組合中央金庫法の改正について御説明申し上げます。

中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律

深刻さを増す経済危機により、景気は一段と厳しさを増し、中小・中堅を問わず、多くの企業が資金繰りに苦しんでおります。このような中、商工中金による危機対応業務は大きく伸びており、現在提出されております補正予算案におきましても、貸付枠を一層拡大することとしております。

しかし、危機対応業務の拡充を円滑に実施するためには、商工中金の自己資本を強化することが不可欠であります。このため、商工中金に危機対応準備金を設けるとともに、政府がこれに資金を出資することが可能となるよう措置したいと考えております。

また、危機対応業務への対応に万全を期すため、政府保有株式の全部を処分する時期を当初予定から延長する等の措置を講じております。

続きまして、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正について御説明申し上げます。

複数の企業等に分散した技術等を組み合わせる事業活動に成長資金を供給する産業革新機構につきましては、昨今の経済危機の中、我が国企業が技術、事業の選択と集中を迫られていることから、資金ニーズが急増する可能性が高まっております。

このため、産業革新機構が機動的に資金を調達できるよう、

その借入金等に対しまして、政府が保証することができよう措置したいと考えております。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

## 二、衆議院経済産業委員長報告(平成二十二年六月四日)

○東順治君 たいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、深刻さを増す経済危機により、大幅に悪化している中小企業者や中堅事業者等の資金調達状況を改善する必要性にかんがみ、商工組合中央金庫に危機対応準備金制度を創設し、政府が保有する株式の処分期限について三年半延長するとともに、産業革新機構について、政府が機構の借入金または社債に對し保証することを可能とするための措置等を講じようとするものであります。

本案は、去る五月七日日本委員会に付託されました。

委員会においては、八日提出者高村正彦君から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、六月三日質疑を終了いたしました。

質疑終了後、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三党派から、本法律案に対し、平成二十三年度末を用途として商工組合中央金庫に関し検討する事項として、株式の処分及び国の関与のあり方を加えるとともに、必要な措置を講じることの間、政府は保有する株式を処分しないものとする内容を内容とする修正案が提出されました。

次いで、内閣の意見を聴取した後、討論を行い、採決を行った結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。  
以上、御報告申し上げます。

## ○委員会修正の提案理由(平成二十二年六月三日)

○大島(敦)委員 たいま議題となりました中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正案は、お手元に配付いたしたとおりでございます。  
以下、その内容を御説明申し上げます。

第一に、政府が平成二十三年度末を用途として株式会社商工

組合中央金庫に関し検討する事項として、商工組合中央金庫による危機対応業務の在り方のほか、「政府の保有する商工組合中央金庫の株式の処分の在り方及び商工組合中央金庫に対する国の関与の在り方」を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしております。

第二に、政府は、その措置が講ぜられるまでの間、その保有する商工組合中央金庫の株式を処分しないものとしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二十二年六月三日)

経済情勢の急速な悪化に伴う中小企業者や中堅事業者等(以下「中小企業者等」という。)の資金繰りの大幅な悪化に適切に対処するとともに、こうした中小企業者等において経営の安定化や活性化が確保されるよう、長期にわたって資金供給に万全を期することが喫緊の課題とされていることにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じらるべきである。

一 株式会社商工組合中央金庫による中小企業向け金融機能の役割が、今後とも、中小企業の資金ニーズに的確かつ十分に

中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律

応えられるものとなるよう、財政基盤の強化や法的枠組みの整備など、万全の措置を講ずること。

二 本法附則第三条の「検討」に当たっては、株式会社商工組合中央金庫に対する政府出資が中小企業者等に対する適切な資金供給につながっているかどうかを定期的に検証し、その結果を踏まえつつ、国が中小企業金融に引き続き責任を果たすべきとの観点から、その財政基盤のさらなる強化や国の中小企業政策との連携の確保などについて結論を得ること。併せて、政府系金融機関の在り方について規定した「簡素で効果的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」第六条の株式会社商工組合中央金庫の位置付けについて、見直しの検討対象とすること。

三 株式会社産業革新機構(以下、「機構」という。)の資金調達に対する政府保証に当たり、早急に支援基準や支援対象事業の具体化を図ること。その際、機構が供給する資金はリスクマネーであることにかんがみ、事業の再構築を行う事業者のモラルハザードを排除し、それらの者が適切に経営責任を果たすよう規定すること。加えて、機構の事業遂行に当たっては、広く専門人材の確保を図るとともに、管理に万全を期し、財政資金の保全及び回収に努めること。

### 三、参議院経済産業委員長報告(平成二十一年六月二日)

○櫻井充君 たいま議題となりました法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院において高村正彦君外六名から提出されたものであり、その主な内容は、株式会社商工組合中央金庫による中小企業者、中堅事業者等向けの危機対応業務を拡充するために必要な財政基盤を確保するとともに、株式会社産業革新機構の資金調達を円滑にするために必要な措置を講ずるものがあります。

衆議院において、政府が平成二十三年度末を別途として商工中金に関し検討する事項として、政府保有株式の処分の在り方及び商工中金に対する国の関与の在り方を加える等の修正が行われております。

委員会におきましては、現下の厳しい経済環境に対して、政府そして委員各位の認識を共通とし、そしてその上で再度公的金融機関の在り方を考えなければならないのではないか。もう少し具体的に申し上げれば、商工中金の完全民営化の方向性について十分に検討する必要があること等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと思えます。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。

#### ○附帯決議(平成二十一年六月一日)

中小企業者及び中堅事業者等(以下「中小企業者等」という。)の大幅に悪化している資金繰りを改善し、経営の安定化や活性化を図るとともに、中小企業者等に対する資金供給を長期にわたって確保することが喫緊の課題であることにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。)の危機対応準備金が創設された趣旨にかんがみ、不況時の中小企業の資金需要に的確かつ十分に対応するため、危機対応業務の一層円滑な実施が図られるよう、財源の確保や借り手の立場に立った対応の徹底など万全の措置を講ずること。

二 本法施行後の検討に当たっては、商工中金に対する政府出資が中小企業向け資金供給に十分つながっているかどうかを定期的に検証するとともに、国が中小企業金融の円滑

化に責任を果たすべきとの観点から、国の中小企業政策との連携の確保及び商工中金の財政基盤の更なる強化等について結論を得ること。

また、政府系金融機関の在り方について規定した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」第六条における商工中金の位置づけについて、見直しの検討対象とすること。

三 資金調達のための政府保証制度の創設により、株式会社産業革新機構が多額の資金を調達し、それらをリースクマナーとして供給することが可能となることにかんがみ、支援基準の明確化や民間の優秀な目利き人材の確保と活用等により、出資対象の審査及び出資後の監理を厳格に実施する等その運営において公正性かつ透明性が確保され、また、財政資金の保全・回収が図られるよう体制の整備に努めること。

右決議する。